

公益社団法人京都府少年補導協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都府少年補導協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都府内において、少年の補導・支援活動又は青少年を取り巻く環境の浄化活動（以下「少年補導活動等」という。）を行っている団体に対する助成、少年の非行防止に関する調査・研究等を行い、少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年補導活動等を行う関係団体に対する助成
- (2) 少年の非行防止に関する調査・研究及び啓蒙
- (3) 少年補導活動等に関する資料の刊行
- (4) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

2 前項第1号の事業は、京都府内において活動を行う団体を対象とする。

第3章 助成

(助成方法)

第5条 前条第1項第1号の助成は、助成金の交付をもって行う。

2 助成の方法等は、第6章に規定する理事会（以下第4章及び第5章において同じ。）で別に定める。

第4章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 特別会員

この法人の事業に賛同して入会し、会費年額12万円以上を納める個人又は
団体

- (2) 賛助会員

この法人の事業に賛同して入会し、会費年額 6 万円以上を納める個人又は
団体

(3) 普通会員

この法人の事業に賛同して入会し、会費年額 1 万 2,000円以上を納める個人
又は年額 2 万 4,000円以上を納める団体

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18
年法律第48号。以下「一般法」という。）に規定する社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 この法人の会員になろうとするものは、会費を添えて入会届を提出し、
理事会の承認を受けなければならない。

（会費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった
時及び毎年、会員は、第6条第1項に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意
にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 この法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決
議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総
会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会の議決の前に弁
明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは
、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を2年以上滞納し、かつ支払い請求の催告に応じないと
き。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第5章 役員及び職員

(役員等の設置)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上35名以内

(2) 監事1名以上4名以内

2 理事に、次の役職を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名又は2名

(3) 専務理事1名

3 前項の会長及び副会長を、一般法に規定する代表理事とする。

4 第2項の専務理事を、一般法に規定する業務執行理事とする。

(役員等の選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(顧問等)

第14条 この法人は、第12条第1項の役員の外に、顧問及び名誉顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、総会において推薦した者を会長が委嘱する。

3 顧問等は、理事会における議決権は有しないが、理事会から諮問された事項について、参考意見を述べることができる。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、この法人の日常の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会で会長が選定されるまでの間、あらかじめ理事会が指名した順序によって、副会長が会長の職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査

報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第19条 役員及び顧問等の報酬は、無償とする。ただし、専務理事の役職にある理事に対して、総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第20条 この法人は、この法人の事務を処理するため、職員を置く。

2 会長は、理事会の承認を経て、この法人の事務を総括する事務局長を任命する。

第6章 理事会

(構成)

第21条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第22条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事は、理事会の目的である事項を示して、会長に理事会の招集を請求することができる。この場合、当該理事は、請求した日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- 4 会長又は副会長は、顧問等から意見等を求めることが必要と認めたときは、顧問等を理事会に招集することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、第15条第4項の例による。

(決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第7章 総会

(構成)

第27条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法に規定する社員総会とする。

(権限)

第28条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 専務理事の報酬等の額
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）

第29条 この法人は、次の総会を開催する。

- (1) 定時総会
- (2) 臨時総会
（招集）

第30条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、必要がある場合に会長が招集する。

3 会員は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会長に総会の招集を請求することができる。この場合、当該会員は、請求の後遅滞なく招集の手続きが行われない場合、又は請求があった日から6週間以内の日を総会の開催日とする招集の通知が発せられない場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

（通知）

第31条 総会の通知は、開催する1週間前までに、その会議に付すべき事項、開催日時及び場所を記載した書面で行わなければならない。

（議長）

第32条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、第15条第4項の例による。

3 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（議決権）

第33条 総会における議決権は、1会員につき1票とする。

（決議）

第34条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第12条の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第35条 書面により会員の委任を受け、総会に代理出席した者は、議決権を行使することができる。

2 あらかじめ総会の決議について書面をもって意思表示した会員は、出席とみなす。

(決議の通知)

第36条 総会の議事の要綱及び決議の結果については、総会に欠席した会員（前条第1項の会員を除く。）に通知する。

(議事録)

第37条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の代表2名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成

し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする

。

2 前項の書類については、総会員に報告するとともに、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第40条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 監査報告

(4) 理事及び監事の名簿

(5) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(6) 運営組織並びに事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定により、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第6号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人の解散は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告に掲載する。

第11章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に規定する公益法人の設立の登記の日（以下「設立登記日」という。）から施行する。ただし、設立登記日の前日、現に社団法人京都府少年補導協会定款第5条に規定する普通会員であったものは、この定款第6条第1項第3号の普通会員とみなす。

2 この法人の最初の会長は内田昌一とし、副会長は福永晃三及び飛世雅也とす

る。

- 3 整備法第 106条第 1 項に規定する特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成26年 5 月31日から施行する。